

平成28年

第 7 回 三戸町農業委員会総会議事録

平成28年7月11日(月) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1 / 7 ページ

1. 開催日時 平成28年7月11日(月) 午後2時0分 から 午後2時45分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 19名

会長 20番 松原 一夫
会長職務代理者 11番 照井 秀美
委員 1番 和田 忠
委員 2番 山下 泰弘
委員 3番 戸花 進
委員 4番 一ノ渡 重義
委員 5番 山田 敏実
委員 6番 工藤 哲子
委員 7番 神谷 陽一
委員 8番 戸田沢 孝彰
委員 9番 山下 正一
委員 10番 松本誠子

委員 12番 湊 舟廣
委員 13番 新田 豊
委員 14番 梅田晃
委員 15番 山本 健一
委員 16番 中堤 正人
委員 17番 工藤 範光
委員 18番 白山 英昭
委員 番

4. 欠席委員 1名

委員 19番 前田 英雄
委員 番

5. 議事日程

第1 会議録署名者の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第4 議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について(新規就農)
第5 報告第4号 使用貸借合意解約書の受理について
第6 議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第7 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠山 潤造
主査 平谷 賢一
臨時職員 蝦名 加代子

7. 議事録署名委員

委員 12番 湊 舟廣
委員 14番 梅田 晃

8. 会議の概要

議長
(松原会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員憲章を唱和いたします。
2番山下泰弘委員から願います。

【全員で農業委員憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成28年第7回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
12番湊委員、14番梅田委員のご両名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第21号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第21号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明を致します。
本件は、農地法第3条に基く売買による所有権移転です。
譲渡人は八戸市へ転居することになったため、当該農地を売り渡すとともに、これに隣接する自宅敷地についても、売買により処分するものです。
譲受人の農地は取得後も耕作されること、保有機械や農作業の従事、地域調和に問題はなく、下限面積も超えていることなどから、許可できるものと判断しております。

議長

農地法第3条の許可申請に係る、番号15の現地調査について、14番梅田委員から報告をお願いします。

14番梅田委員

現地調査について報告いたします。
7月4日午前8時40分から、私と松原会長、山本委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。
番号15は、譲り渡し人が、申請農地及び隣接する宅地の一切を売買したいと考えていたところ、農業を営む譲り受け人が農地購入に応じるとともに、譲り受け人の子が宅地を購入することになったものです。
また、申請農地は他の農地からしか入れない所にあるため、譲り受け人が農作業の際、隣接する宅地側から進入できることは、都合が良いと見て参りました。

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第21号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、可決することに決定いたします。

議長

日程第4 議案第22号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第22号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明を致します。
本件は、農地法第3条に基づく、使用貸借による利用権の設定です。
借受人が苗木用の「畑」を探していたところ、保全管理していた当該農地について、貸出人が利用権の設定を了解したものです。
許可要件について見てみると、「農地の全部利用」「機械の所有」「農作業の従事」「地域調和」などに問題は無いと思われま。ただ、本件は、新規に当町と南部町のそれぞれにおいて権利を取得することにより、「下限面積」の要件を満たす申請となっております。
これについて南部町側では、先週金曜日の平成28年7月8日に開催された「南部町農業委員会総会」において、当町に提出された申請内容が許可相当であるとの判断に基づき、南部町分の面積を可決しております。
当町としましては、「下限面積」に必要な面積を南部町側で既に可決しており、他に許可出来ない理由も見当たらないことから、当町分の面積については許可できるものと考えております。

議長

農地法第3条の許可申請に係る、番号16の現地調査について、14番梅田委員から報告をお願いします。

14番梅田委員

現地調査について報告いたします。
7月4日午前9時10分から、私と松原会長、山本委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。
番号16は、借受人が植林用の幼木を育成する場所を探していたところ、貸出人が保全管理していた農地を使用貸借に応じたものです。
また、3年後には全て回収し借受人所有の山林へ植林するとのことでした。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

17番工藤委員

添付されている営農計画書には単収270万円と書いているが、粗収益の方には175万円と書いある。3反歩やるのであれば、600万とか700万になる筈だが合っていないのではないか。

議長

暫時休憩致します。

議長	会議を再開致します。
事務局長	ご指摘のとおり、この単収のところを再度確認しましてご報告申し上げます。宜しくお願い致します。
14番梅田委員	南部町には、この営農計画書が出ているか比べてみる必要があるのではないかと。
15番山本委員	南部町の方の計画書も出して貰わなければならない。
事務局長	南部町の方につきましては、許可申請書のみ受け取っており、営農計画書については手元にございませぬ。
16番中堤委員	農地を一方所にまとめて耕作するのが普通だと思うが、南部町と分けて耕作する理由は何なのか、本人から確認した方がいいと思うがどうか。
事務局長	南部町において耕作者の募集を行っていた農地に応募したが、他にに応じてくれる方が居らず面積が足りなかった。不足分の農地を探していたところ、三戸町でに応じてくれる人を見つけたということです。
16番中堤委員	分かりました。 あと一つ、苗木の販売先について、どこに納入するかということも確認した方がいい。市場に出すのではないため、心当たりがあるのだと思うので確かめておいた方がいいと思います。
17番工藤委員	説明では、自分の山に植えるとのことではなかったか。 計画書では、業者に売ることになっているようだが。 現地調査では、自分の山に植える説明をしていて、書類では売ることになっているのは、おかしいのではないかと。 自分の山なら、自家消費ではないのか。
	【今日のものにならない、との声あり】
議長	それではこの件については、来月また審議することと致します。
議長	日程第5 報告第4号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主査	【報告第4号を議案書をもとに朗読】
事務局長	補足説明いたします。 本件は、平成28年2月22日開催の平成28年第2回の総会において、農業者年金受給の関係から、親子間で使用貸借の再設定を行っていた一部農地について、双方合意による解約書が提出されましたので、これをご報告するものであります。 なお、番号1、番号2ともに、次の議案第23号の農地法第5条申請に関わる解約となっております。
議長	ただいまの報告について、何か質問のある方は挙手願います。
	【なしの声多数】
議長	特に発言が無いようですので、報告第4号については終了します。
議長	日程第6 議案第23号を議題とします。 事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第23号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。
本件は、平成28年1月20日開催の平成28年第1回の総会において、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」として、既にご審議頂いたものであります。
今回、農振地域の計画変更について、知事の同意を得て6月3日付けで決定されたことに伴い、農地法第5条の申請書が提出されたものです。
本件につきましては、第1回総会においてご説明致しましたとおり、「県の砂防工事により、碎石置き場等として利用している現在の土地が大型水路により分断されるため、その代替地として当該農地を碎石置き場に転用するものであります。」また、転用許可に係る「立地基準」としては、10ha未満の一団の農地に該当する第2種農地と判断されております。一般基準では、計画面積、資金の調達、遅滞なく目的に供されること、周辺農地の営農に支障をきたさない等、その要件を満たしていると判断されております。
なお、農振地域の計画変更に関する意見聴取に対し、第1回総会での可決を受け、「許可相当」との意見書を平成28年1月27日付けで町長へ提出しているところであります。

議長

農地法第5条の許可申請に係る番号7の現地調査について、15番山本委員から報告をお願いします。

15番山本委員

現地調査について報告いたします。
7月4日午前10時半から、私と松原会長、梅田委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。
場所は、沢田地区にある釜淵商事の販売用碎石置き場付近にある農地で、現在使用している販売用碎石置き場が公共事業により移転する必要があり、移転先として申請地を転用したいとのことです。
また、転用する場所と隣接する農地とは作業道で区切られている等、境界もはっきりしているため問題ないと見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第23号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長

日程第7 議案第24号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第24号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明します。
本件は、農業経営基盤強化促進法で定める農用地利用集積計画を審議、決定いただくものです。
今回の申請は、契約期間の終了後において貸し手側への農地返還に不安が生じないよう、農地法の法定更新の規定が適用されない「農用地利用集積計画」により利用権を設定し、規模拡大を図ろうとするものです。
借受人は、全農地を耕作する予定であり、農作業への従事、保有機械など、利用権を設定する要件を備えております。

議長

質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第24号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認し決定することにいたしました。

以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第7回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時45分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成28年7月11日

議長
会長 20 番

松原 一夫

印

会議録署名者
委員 12 番

湊 舟廣

印

会議録署名者
委員 14 番

梅田 晃

印